

教育指導部 教育指導課の方針書

組織名	教育指導部 教育指導課
所属長名	岩野 玲子

1. 組織の使命(ありたい姿)

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・新学習指導要領に即した授業改善の推進及び資質・能力の育成に向けた指導・支援の充実
- ・外国語教育の一層の充実とICT教育の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止と個に応じた適切な対応や対策の実現
- ・特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援体制の機能強化
- ・就学前教育における保育の質の向上と小学校教育との円滑な接続の推進

3. 今年度の『スローガン』

あしたも笑顔で♪
 ～「学校が好き・よこてが好き・自分が好き」と言える子どもたちを～

4. 今年度の方針

- 授業改善の一層の推進による学力向上とICTを活用した情報活用能力の育成
- 不登校適応対策といじめの早期解消
- 就学前教育・保育及び学校教育の充実

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領による授業改善の推進に向けた指導・支援の充実 ・情報活用の視点を加えたNIE、学校図書館の有効活用の推進 ・異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の素地、基礎を養う外国語教育の充実 ・プログラミング教育及び情報活用能力の育成に向けたICT活用の取組の推進
(2)	実現したい成果	不登校、いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校適応指導教室における相談活動及びきめ細かな支援のより一層の充実 ・横手市いじめ防止等対策モデル事業(増田中学校区)の推進 ・「Y8サミット」を中心とした生徒会活動の充実
(3)	実現したい成果	就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育担当指導主事、及び教育・保育アドバイザーの配置による専門的見地からの就学前教育における指導力向上のための指導・助言と連携推進 ・「横手市幼小接続推進協議会」を含む相互理解、連携推進に向けた事業の展開 ・支援員の効果的活用による特別な支援を要する児童生徒の実態に応じた指導・支援

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
- ・計画訪問(65回)、教育長訪問(19校)による、新学習指導要領による授業改善の推進に資する具体的な指導・助言。
 - ・研究指定2年次目の横手北中学校区における新学習指導要領全面実施に伴う研究推進。
 - ・学校図書館合同研修会(11月・1月)NIEコンクール(11月)
 - ・外国語活動・外国語の授業改善プロジェクト委員会の立ち上げ。
 - ・教科等学校訪問時におけるICT機器活用場面の例示、教職員の意識向上。
- (2)不登校、いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
- ・横手市いじめ防止等対策モデル事業(11/10)増小5年、増中1年を対象に仲間との関わりに関する集会を実施予定。
 - ・3回(5月、7月、10月)のY8サミット開催。11/19の政策提案型Y8サミット創快横手市議会に向けた学習、準備。
- (3)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
- ・就学前施設訪問(28回)による各施設の実態に応じた具体的な指導・支援。
 - ・第1回横手市幼小接続推進協議会(6月)、職員体験事業(6～9月)実施。
 - ・新規採用特別支援員、日本語支援員、非常勤看護師訪問による個々の実態に応じた指導。
 - ・支援員配置校研修に同行、校内支援体制の中で支援員の効果的な活用について指導助言。
 - ・「就学や教育に関する相談会」「第1回横手市就学相談会」の実施。保護者に対する就学に関する情報提供。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
- ・計画訪問(77回)、教育長訪問(4校)の実施。
 - ・10月30日(金)公開研究会の開催による、成果と課題の共有。
 - ・明海大学連携による小学校教員外国語指導力向上研修会(全5回:10月～12月)
 - ・質の高い授業改善に結び付くICT活用事例研修の充実。
 - ・拡大ICT教育推進委員会研修会(10/22)端末活用研修(導入業者による研修)
- (2)不登校、いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
- ・各校の状況把握、関係機関との連携を密にした、実態に沿った具体的手段と支援。
 - ・Y8サミット創快横手市議会に中学生議員として参加。各校の自治的活動への反映。
- (3)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
- ・就学前施設訪問(20回)実施予定。
 - ・第2回横手市幼小接続推進協議会(2月)の実施。今年度の成果と課題についての協議と来年度への接続。
 - ・支援員の適正な配置に向けた「令和3年度支援員配置希望調査」の実施。
 - ・就学前からの切れ目ない支援に資する「就学サポートファイル“すこやか”」「横手市個別の支援計画ファイル”バトン”」作成。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)言語活動の充実による学力向上に向けた指導・支援の充実及びICT活用指導力の向上
- ・新学習指導要領に基づく授業改善の視点をより具体的に示しながらの指導・助言、先行実践として共有された横手北中学校区公開研究会における成果と課題を踏まえ、各校において「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した取組が推進されている。
 - ・ICTを活用した授業改善の方向性の確認及び端末・使用ソフトの操作研修など教職員対象の研修を4回(7月2回・8月・10月)実施。横手市ICT教育構想ガイドライン、横手市ICT活用実践ガイド作成。
 - ・今後は、ICT活用の視点をプラスした質の高い授業改善及び、発達段階に応じた情報活用能力の育成に向けた具体的な取組を一層推進していく必要がある。
- (2)不登校、いじめの未然防止と早期解消を実現する生徒指導体制の構築と関係機関との連携
- ・関係校管理職や生徒指導主事等との連携、事態に応じた関係諸機関とのチーム対応により諸問題の未然防止・早期解消が図られた。不登校適応指導教室の効果的活用と併せて、引き続き連携の充実を図っていく。
 - ・Y8サミットの活動は、他校の取組を参考に自校の生徒会活動の見つめ直しにつながっている。小・中連携を踏まえ児童会活動との連続性も考慮していきたい。
- (3)就学前教育・保育の充実と小学校教育との円滑な接続の推進、特別支援教育の充実
- ・要請訪問における市内33施設の課題に即した指導・助言により、各園の研修意欲の高まりが見られる。横手市幼小接続推進協議会を軸に、幼・小それぞれが同じ方向で、接続に向け具体的に動き出している。今後は、連携推進を図っていくことが必要である。
 - ・校内支援体制については、特別支援教育支援員の活用も含め、学校の実態に応じた実効性ある指導・助言を行い、機能する組織づくりを促した。また、就学サポートファイル「すこやか」に加え、個別の支援計画ファイル「バトン」作成により、切れ目ない支援の継続が一層確実なものとなった。今後も校内支援体制の強化、校種間・学校(園)間の引継ぎと連携に向け取り組んでいく。

令和2年度

教育指導部 学校教育課の方針書

組織名	教育指導部 学校教育課
所属長名	遠藤 美紀子

1. 組織の使命(ありたい姿)

安心して楽しく学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・令和3年度開校予定の十文字小学校通学路の安全確保への対応及びスクールバス乗車範囲の決定
- ・スクールバス増加に伴う管理業務量の増加と運行計画の複雑化
- ・奨学金償還において、過年度分のみの滞納者に対する債権管理マニュアルに沿った対応の在り方

3. 今年度の『スローガン』

子どもたちの笑顔のために！

4. 今年度の方針

- 学校通学路の安全対策の推進
- スクールバスの安全で適正な管理・運行
- 奨学金の適正な償還・管理

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	学校通学路の安全対策の推進
	取組内容	・通学路危険箇所の改善 ・十文字小学校通学路の安全対策
(2)	実現したい成果	スクールバスの安全で適正な管理・運行
	取組内容	・スクールバスの事故根絶 ・十文字小学校スクールバス乗車範囲の確定とスクールバスの購入 ・スクールバス更新計画を視野に入れた運行計画や管理方法の見直し
(3)	実現したい成果	奨学金の適正な償還・管理
	取組内容	・現年分の確実な収納に向けた取組の強化 ・過年度未収金収納に向けた債権管理の見直し

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1) 学校通学路の安全対策の推進

- 7/30「第1回横手市通学路安全推進会議」を開催。昨年度の通学路合同点検に係る対策実施状況や今年度の安全対策取組内容を検討。
- 8/11～8/21に通学路合同点検を実施。(横手・十文字地区)

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

- スクールバス運行における新型コロナウイルス感染症予防対策(手指消毒、車内消毒、換気、マスク着用の励行等)
- 十文字小学校用スクールバスの購入(大型車2台、中型車2台)
- 十文字小学校スクールバス乗車範囲及び運行ルートの確認と調整

(3) 奨学金の適正な償還・管理

- 5/22令和2年度横手市奨学生選考委員会開催及び申請12人中11人への貸付決定
- 滞納者への償還通知及び納付書送付(未納者への電話等連絡)
- 現年分未納者への督促状及び連帯保証人への通知等送付
- R2.9末現在収納率:現年分(納期到来者分)97.0%、過年度分11.7%

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1) 学校通学路の安全対策の推進

- 10/22「第2回横手市通学路安全推進会議」を開催。通学路合同点検で確認した危険箇所の安全対策について、関係部署への働きかけ等対応を協議する。
- 適切な十文字小学校の通学路やスクールバス乗下車場所の確定に向けた小学校教諭との打ち合わせを実施しながら、安全確保を図っていく。

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

- 10/29スクールバス運転手を対象とした「安全運転講習会」を開催する。
- R3.4開始に向け、十文字小学校スクールバス運行準備を完了する。
乗車範囲及び運行ルートの決定と保護者説明、運転手の確保、運行計画作成等
- 平鹿中・睦合小・植田小でのスクールバス冬季運行を実施する。

(3) 奨学金の適正な償還・管理

- 未納者へ、通知や電話等による催促を行い償還を促す。
- 市債権マニュアルに沿って、未納者連帯保証人へ保証債務履行請求書送付する等の対応を進める。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1) 学校通学路の安全対策の推進

- 横手市通学路安全推進会議において、関係部署が通学路合同点検で確認した危険箇所等やその対応予定を情報共有することにより、改善への働きかけや安全対策が進んでいる。今年度は、例年と比較して横断歩道やクリーンベルト等新たな標示や再塗装の改善箇所が多かった。
- 十文字小学校についても横手市通学路安全推進会議において他校同様に危険箇所の把握と改善に努めてきたが、引き続き取組を継続していく。

(2) スクールバスの安全で適正な管理・運行

- スクールバス事故が、2件発生。いずれも大事には至らなものの、スクールバス運転手に対して改めて注意喚起を行い、再発防止に努めた。また、安全運転講習会では、JAF秋田支部から講師を招き、事故原因や事故発生時の対応を踏まえ、交通事故未然防止についての講習を実施した。
- 十文字小学校開校に向け、スクールバス乗車範囲、運行ルート及び乗下車場所、運転手確保等必要事項を確定させた。今後も、必要に応じて運行に係る改善を図る必要がある。
- 十文字小学校用スクールバス配車準備完了(12/23マイクロバス2台納車、3/16中型バス納車、平鹿中冬季中型バス1台を移管し配置)。
- スクールバス56台(4台増)の安全で適正な管理方法が課題となっている。スクールバス更新計画及び小中全体での運行計画や管理方法の検討とともに、適正かつ効率的な事務処理方法についても、引き続き検討が必要である。

(3) 奨学金の適正な償還・管理

- 令和2年度 貸付決定者11人(大学生10人、高校生1人)。新型コロナウイルス感染症流行の影響を鑑み、追加募集を実施したが、追加貸付希望者はいなかった。
- 債権回収に向けた連帯保証人への対応等債券マニュアルに沿った取組の成果が見られだしてきてはいるが、今後も滞納者の状況を確認しながら、償還に向けた対応を強化していく必要がある。
- 民法改正により、令和4年4月から一人で有効な契約をすることができる年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、申込み資格等制度内容について、協議していく必要がある。

令和2年度

教育指導部 学校給食課の方針書

組織名	教育指導部 学校給食課
所属長名	岩瀬 司

1. 組織の使命(ありたい姿)

安全で安心な、子どもが親しむ学校給食の提供

2. 組織の抱える課題(現状)

- 学校給食における安全衛生管理の徹底と食育の推進
- 学校給食センターの効率的・効果的な運用

3. 今年度の『スローガン』

「食」・「人」・「風土」を愛する心を育む学校給食

4. 今年度の方針

- 安全で信頼される学校給食の提供
- 郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成
- 安全で安定して供給できる給食業務体制の向上

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	安全で信頼される学校給食の提供
	取組内容	・秋田県版HACCPに基づく衛生管理・教育の徹底(食中毒・異物混入の予防及び健康管理) ・食物アレルギー対応の徹底(学校生活管理指導表に基づく安全な給食の提供)
(2)	実現したい成果	郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成
	取組内容	・横手市産食材を使用した季節感あふれる郷土料理の提供(伝統的な食文化への理解度向上) ・減塩献立の実施(生活習慣病予防) ・バイキング給食の実施(食事の自己管理能力や食事マナーを身に着け、食事に対する感謝の心を育てる)
(3)	実現したい成果	安全で安定して供給できる給食業務体制の向上
	取組内容	・給食業務の一部民間委託や給食センター統合による効率的・効果的な取り組みの推進

6. 方針に対する年度上期(4月～9月)の取組状況

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・安心安全な食材提供のため、食材納入業者(農家会、県・市学校給食会)との意見交換。
- ・8/7学校給食調理員等研修会を開催し、学校給食における衛生管理の留意点と課題解決(意見交換)を通じて衛生管理マニュアルの遵守と徹底など調理員の役割を再確認。
- ・給食担当者会議(学校とセンター)により、異物混入や食中毒の防止、食物アレルギー対応手順を確認。

(2)郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成

- ・地場産野菜の利用率向上のため、新たな供給元となる農家(農事組合法人)の施設を訪問。(視察と意見交換)
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バイキング給食実施を見合わせ。一部センターの見学及び試食会の実施。

(3)安全で安定して供給できる給食業務体制の向上

- ・給食業務の一部民間委託及びセンター再編に向けて検討。令和5年度からの新たな給食業務体制(素案)をもとに関係課と調整・協議、方向性を確認。

7. 年度下期(10月～3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・天候不順等により野菜の納品にキャンセルが発生したケースがあり、安定した給食を提供するため、農家会との連絡を密にし状況の把握、事前の対応策の検討を行う。
- ・事前に異物混入を発見し対応できたケースがあったものの、危険因子の看過による汁物の提供ができなかった事案があり、HACCP(安全衛生管理)の徹底と業務改善を行う。
- ・下期はノロウイルスの発生期ピークとなることから腸内菌検査に加えノロウイルス検査を追加しセンター内での感染を予防する。

(2)郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成

- ・例年、地場産野菜の使用率が高くなる時期を向かえることから、農家会との連携を図りながら安定した食材の確保に取り組む。
- ・給食訪問や給食だよりを通じて望ましい食習慣や健康増進など学校給食の役割、地場産野菜や食べ残し(食品ロス)の削減への理解を深める。

(3)安全で安定して供給できる給食業務体制の向上

- ・令和5年度の一部業務の委託化とセンター再編を見据えた予算編成に取り組む。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)安全で信頼される学校給食の提供

- ・HACCP(安全衛生管理)の2回目の更新時期を向かえ、各センターにおけるマニュアルの内容を確認・修正するとともに、保健所の実地確認による更なる見直しを加えながら、令和7年度までの認証を得た。
- ・日頃の衛生管理や使用機器等の確認を行いながら給食調理を行っているが、結果として異物混入が無くならない現状を鑑み、なお一層のマニュアル遵守と使用機器等の確認、調理員等の意識改革を図る必要がある。

(2)郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成

- ・地場産物の使用率拡大を目指し、新たな野菜供給元となる農事組合法人と意見交換を行い、栽培野菜や供給時期等を確認した。地元農家会や青果店との調整を図りながら、円滑で効率的な食材納入に取り組む。
- ・コロナ禍における新たな生活様式を取り入れながら給食を提供し、後期には「ごっお給食」や「バイキング給食」も実施できたことから、地域の特産品を知り、食育指導の充実を図りながら学校給食の役割を理解できた。

(3)安全で安定して供給できる給食業務体制の向上

- ・横手市学校給食センター業務の一部民間委託と再編(3センター化)方針の了承を得た。市議会での説明を行い、令和3年度以降のスケジュールを示した。今後は、委託と再編による衛生管理体制や事故対応に対する利点等を整理するとともに、令和4年度当初予算への事業反映と的確な状況報告を行う。